

「カサブランカグループホーム八木」
認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型共同生活介護事業

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 有限会社エイプラスアール が設置する カサブランカグループホーム八木 (以下「事業所」という。)において実施する認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型共同生活介護事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者 (以下「従業者」という。)が、認知症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適正な認知症対応共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な雰囲気のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。

また、利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 カサブランカ グループホーム八木
- (2) 所在地 明石市大久保町八木6 4 2—6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名…管理者と、介護職員と兼務有

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 1ユニット（一日3人以上を配置する）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 1ユニット 9名の2ユニット

（認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容）

第6条 本事業所で行う認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- 1 食事・排泄・入浴・着替え等の援助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 入居者及びその家族への相談、援助
- 5 その他

（介護〔介護予防〕計画の作成）

第7条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービス〔介護予防認知症対応型共同生活介護サービス〕の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護〔介護予防〕計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護〔介護予防〕計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第8条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

及び「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、その１割・２割・３割の支払いを受けるものとする。

- ２ 家賃については、月額５９，０００円（生活保護者は市と要相談）を徴収する。
- ３ 食材費については、月額６７，５００円（１日３食 ３０日の場合）を徴収する。
- ４ 管理費については、月額４１，５００円を徴収する。管理費は、水道光熱費、（２１，９００円）、共益費（１９，６００円）を内訳とする。
- ５ シーサイドクリニックの訪問診療に係る費用１ヶ月各自の保険負担に合わせ
訪問診療（集団）２０３点 訪問診療（個人）８３３点 往診７２０点再診１３０点
施設入居時等医学総合管理料（月２回訪問診療）１５００点～
施設入居時等医学総合管理料（月１回訪問診療）９００点～
重症患者（月２回訪問診療）２７００点～
- ６ その他 冷暖房費 夏期（７～９月）・冬期加算（１２～３月）（月額）２,５００円
理美容料等個人に係わる費用は実費
- ７ 保証金 １５０，０００円
入居時にお預かりし、２年６ヶ月の均等償却とし、未経過月分を退居時に返還。
- ８ 月の途中における入退所については日割り計算（該当月の日数）とする。
- ９ 前７項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- １０ 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- １１ 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。
（入退所に当たっての留意事項）

第９条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （１） 認知症症状に伴う著しい精神症状を伴う者。
 - （２） 認知症症状に伴う著しい行動障害がある者。
 - （３） 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。
- ２ 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - ３ 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサ

サービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(衛生管理等)

- 第10条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に共する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 認知症対応型共同生活介護事業所〔介護予防認知症対応型共同生活介護事業所〕において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等に於ける対応方法)

- 第11条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕従業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画及び風水害や地震等に対応する計画を作成し、防火管理者又は、責任者を定め、年2回（消防1回、地震等1回）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、法第23条に規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しく

は提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（情報公開）

第14条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する基準について、本事業所玄関前に文書により掲示において公開する。

- 2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（その他の運営に関する留意事項）

第15条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2）継続研修 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 本事業所は、利用者または他の入居者などの生命及び身体の保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限しない。

なお、利用者が緊急やむを得ない状態になられた場合は、利用者及び利用者の身元保証人などに対し、利用者のおかれている状況を説明し、利用者及び利用者の身元保証人などの同意を得て、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、一定期間の身体拘束を実施する。

その際、身体拘束解除を目標に、認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕及び「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を作成し、利用者の人格を尊重し誠意を持った介助を検討する。

利用者の身体状況が安定し、身体拘束を必要としない状態になられた場合は、利用者及び利用者の身元保証人などの同意を得て、「身体拘束解除に関する説明書」を作成し、身体拘束を解除する。

職員に虐待防止に為の研修を定期的（年２回以上）実施する。

- 6 事業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は、当該事業所が管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 7 事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総合的な評価を行い、常にその提供する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の質の改善を図るものとする。また、それらの結果を開示するものとする。
- 8 地域との交流を深める意味においても、地域の行事に参加し、又当施設の行事に対して地域住民に声かけをし積極的に参加を求め、交流を図るものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社エイプラスアールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第１６条 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知し必要な研修・訓練を定期的に（年２回以上）実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第１７条 身体拘束について

- ・事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容等を記録し、５年間保存します。また身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（３ヶ月）に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っている。

第１８条 感染症の予防及びまん延防止について

- ・当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で

